

小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

〔平成20年2月20日〕
規程第100号

改正 平成20年 9月12日規程第105号 平成26年 3月22日規程第138号
平成20年12月 8日規程第108号 平成28年11月 1日規程第149号
平成21年 2月26日規程第112号 平成30年 3月 7日規程第160号
平成24年 3月27日規程第129号 令和 5年11月29日規程第179号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三陸福社会が設置運営する多機能ホームさんりく（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し適正なサービスを提供することで、利用者が、その有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意見及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護（介護予防）計画に基づいて、通い、訪問、宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称は、次のとおりとする。
名称 多機能ホームさんりく

(事業所の所在地)

第4条 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通 9 1 番地

(実施主体)

第 5 条 本事業所の実施主体は、次のとおりとする。

社会福祉法人三陸福社会

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (兼務)

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、職員に運営規程を遵守させるための指揮命令を行う。

(2) 事務員 2 名以上 (兼務)

事務員は、小規模多機能型居宅介護事業についての会計管理、介護報酬請求管理及び庶務事項等を行う他、各部門との連絡業務を行う。

(3) 看護師 1 名 (兼務)

看護師は、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

(4) 介護支援専門員 1 名 (兼務)

介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。

(5) 介護職員 10 名以上 (兼務)

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 通年

(2) 営業時間

① 通いサービス 午前 7 時 0 0 分から午後 7 時 0 0 分

② 宿泊サービス 午後 7 時 0 0 分から午前 7 時 0 0 分

③ 訪問サービス 随時

(登録定員及び利用定員)

第 8 条 小規模多機能型居宅介護の登録定員数は 25 名とし、通いサービスの利用定員は一日 15 名、宿泊サービスの利用定員は一日 9 名とする。

(利用手続きの説明及び同意)

第9条 当事業者のサービスの提供の開始に際しては、利用者またはその家族と事業者は、「小規模多機能型居宅介護利用契約書」を別紙様式第1号及び「介護予防小規模多機能型居宅介護利用契約書」を別紙様式第2号により作成し、契約の締結を行うものとする。

- 2 前項の契約書を作成する場合においては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、その他契約に有する「重要事項説明書」を交付し説明を行い、利用者の同意を得たことを確認するため、「重要事項説明書」に利用者または代理人が記名押印をしなければならない。
- 3 事業所は、利用者の利用に際しては、主治医の健康診断書または意見書等に基づき、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

(小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容)

第10条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日常の生活を送ることができるように介護サービスを提供し、または必要な支援を行う。

- 2 食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で、日常生活が送れるよう配慮する。

(〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第11条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護〔介護予防〕計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせたサービスを提供する。
- 4 計画作成介護支援専門員は、〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得なければならない。

- 5 計画作成介護支援専門員は、〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

- 第12条** 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護（要支援）状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援を行う。
- 2 サービスを提供するにあたっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するにあたって、その〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するにあたって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第13条** 事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努める。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

(通常の事業実施地域)

- 第14条** 通常の事業実施地域は、次のとおりとする。
岩手県大船渡市全域

(小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用料)

- 第15条** 本事業所が提供する小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能

型居宅介護〕の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) おむつ代 | 実 費 |
| (2) 光熱水費 | 500円/日 |
| (3) 維持管理費（部屋代） | 2,000円/日 |
| (4) 教養娯楽費、日用品費 | 実 費 |
| (5) 食事提供費 | 900円/日 |
- （朝250円、昼300円、夕350円）

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金または各金融機関口座振込または郵便振替により、指定期日までに受ける。

（利用料の変更等）

- 第16条** 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（利用者の留意事項）

第17条 喫煙

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

2 飲酒

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

3 施設内禁止行為

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと

- (2) 他の利用者との喧嘩、若しくは口論をなすこと
- (3) テレビ、ラジオ、楽器等の音を異常に大きくし、または大声で騒ぐ等、
静穏を乱し、他の利用者に迷惑をかけること
- (4) 金額または物品によって、賭け事をする事
- (5) 施設が持ち込みを制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと
- (6) 故意に施設に若しくはその物品に損害を与え、またはこれらを管理者の
承認なしに施設に持ち出すこと
- (7) 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (8) 無断で備品の位置または形状を変えること

(秘密保持)

第18条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第19条 提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携など)

第22条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第24条 本事業所は、サービスの提供にあたり利用者に事故が発生した場合には、その損失の程度により損害賠償を行う。また、利用者が施設、設備等に損害を与えた場合には、原状復帰または損害を賠償しなければならない。

(衛生管理)

第25条 小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 看護職員は、必要に応じて利用者の健康保持のための適切な措置を講じることとする。
- 3 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 4 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第26条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害等)

第27条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(認知症基礎研修受講)

第28条 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ

るものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

(ハラスメント対策)

第29条 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第30条 事業所等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則 (平成20年2月20日規程第100号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月12日規程第105号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月8日規程第108号)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日規程第112号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日規程第129号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月22日規程第138号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規程第144号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月27日規程第149号)

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成30年 3月 7日規程第160号）

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和5年11月29日規程第179号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。